

しゅっしょうとどけ

## 出生届 のこと

しゅっしょうとどけ

## ○ 出生届

こども う とき しゅっしょうとどけ しくちょうそん やくしょ し にほん こくない こども う  
 子供が 生まれた 時に、市区町村の 役所に 知らせます。日本の 国内で 子供を 生んだ

しゅっしょうとどけ だ  
 ときは、出生届を 出して ください。

しゅっしょうとどけ ほかに てつづ う こども とくべつえいじゅうきょかしんせい  
 出生届 の 他にも、手続きが あります。生まれた 子供の 特別永住許可申請 をして、

ざいりゅうしかく しょうい しゅっしょうとどけ  
 在留資格 を とります。これらの 書類も、出生届 と 一緒に だして ください。

こども う とき こくせき くに とど  
 こどもが 生まれた 時は、国籍が ある 国にも 届けて ください。

てつづ ほうほう たいしかん りょうじかん き  
 手続きの 方法は、大使館か 領事館で 聞いて ください。

とくべつえいじゅうきょかしんせい しみんか と あ  
 ※ 特別永住許可申請 に ついては、市民課 まで お問い合わせ ください。

ざいりゅうしかく あたら ざいりゅう かんりせいど み  
 ※ 在留資格 に ついては、5「新しい 在留 管理制度」を 見て ください。

とど とき しゅっしょう ひ い にち いない  
 (1) 届ける 時：出生の 日を入れて 14日 以内

とど ひと ちちおや ははおや  
 (2) 届けをする 人：父親 か 母親

とど ところ う ところ じゅうしょ ところ ほんせき しゅっしょうとどけ  
 (3) 届ける 所：生まれた 所か、住所が ある 所、または 本籍の ある 市区町村

やくしょ はいぐうしゃ にほんじん ばあい  
 の 役所 (配偶者が 日本人である 場合)

にしのみやし てつづ ところ  
 西宮市で 手続きを する 所：

にしのみやしやくしょ しみんか こせきたんとう  
 西宮市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

にしのみやしやくしょ しみんか じゅうしょきろくたんとう  
 西宮市役所 市民課 住所記録担当 0798-35-3104

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

ひつよう しよるい  
 (4) 必要な書類など

① 出生届書：病院などでもらいます。出生証明書と同じ書き方です。

② 出生証明書：子供を生んだ時、医者か助産師の証明を受けたもの

③ 母子健康手帳：妊娠がわかった時に、住んでいる市区町村の役所に妊娠届  
 を出します。その時この手帳を受け取ります。)

④ 父と母の国籍を証明する書類：パスポートなど。外国人の夫婦は必要です。

⑤ 結婚を確認する書類：外国人の夫婦は必要です。

⑥ 国民健康保険証：国民健康保険に入っている人は必要です。

※ 市区町村によって、申し込む所、申し込む方法、サービスの種類、名前が  
 ちが  
 違うことがあります。

くわ にほんご ひと いっしょ き  
 詳しいことは、日本語がわかる人と一緒に聞いてください。